

第9章 計画の推進

本計画の推進に当たっては、毎年度、各障害福祉サービスの実施状況、福祉施設等からの地域生活移行や一般就労への移行などについての状況を把握し、計画の進行管理を的確に行うことが必要です。

また、平成23年の障害者基本法の改正、平成23年の障害者虐待防止法の制定、平成24年の障害者自立支援法の改正による平成25年からの障害者総合支援法の施行、平成25年6月に成立した障害者差別解消法等の、国内法令の整備が進み、平成26年1月に国連の障害者権利条約を批准したところであり、今後も、障害のある人を取り巻く環境が大きく変化することが予想され、それを受けた対応が必要になってくると考えられます。

第3期計画からは、障害者基本法に基づき、愛知県障害者施策審議会で、県の障害者施策の実施状況を監視するとともに、本計画の推進を図ってまいりました。

この期間において、県の障害者施策の実施状況の監視と機能が適切に果たされるよう、成果目標及び活動指標については、各年度における実績を把握し、十分な報告を行い、障害者施策や関連施策の動向を踏まえながら分析及び評価を行います。

さらに、障害者総合支援法に基づく愛知県障害者自立支援協議会にも計画の実績報告を行い、今後の計画の推進に向けた意見を聴くこととします。

これらの機関での審議をPDCAサイクルに組み込み、計画の着実な推進を図ります。

なお、本計画に記載した様々な取組については、今後施策化・事業化を目指すものも含まれており、市町村や愛知労働局などの関係行政機関、教育委員会等の教育関係機関、障害者団体やサービス事業者、医療関係機関など障害のある人の自立と社会参加に関わる関係者の御意見を聴きながら、「あいち はぐみんプラン」等、子育て支援関係施策とも連携・協働して進めていきます。

今後、分析・評価を実施し、必要があると認める時には、障害福祉計画、事業の見直し等の措置を講ずることとします。